

## ○ 公共建築課建築設計等委託業務成績評定要領

平成13年4月1日（施行）

（目的）

第1 この要領は、県（公共建築課）が実施する建築設計等委託業務の業務成績の評定（以下「評定」という。）に関する必要な事項を定め、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に鑑み評定を厳正かつ的確に実施することにより、受託者の適正な選定及び指導育成に資すること及び設計等委託業務の品質確保を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第2 この要領は、県が委託した建築・設備に関する基本設計業務及び実施設計（耐震補強の補強計画（調査設計）を含む。）業務、耐震診断業務、意図伝達業務（以下「建築設計等委託業務」という。）に適用する。ただし、一件の予定価格が100万円未満の場合又は発注者が委託業務内容を勘案して評定の必要がないと認めた場合は、これを省略することができる。

2 委託業務の内容がこの評定になじまないものは、別途に取扱いを定める。

（評定者）

第3 評定を行う者は、委託業務監督要領第9により定める当該業務の監督（調査）する職員（以下「調査員」という。）、及び委託業務検査要領第8により定める当該業務の検査員（以下「検査員」という。）とする。

（評定の実施）

第4 評定は、評定者ごとに独立した立場で的確かつ公正に行う。

2 評定は、委託業務完了検査時に行う。

3 評定は、別に定める「考査基準」により行い、建築設計等委託業務成績評定表（別記様式第1）を作成する。

（評定結果の反映）

第5 公共建築課長は、評定の結果を建築設計等委託業務の受託者選定に反映させるよう努める。

2 公共建築課長は、総合評定点が特に低い委託業務については、不良業務委託と認め、岐阜県入札参加資格委員会に報告することができる。

（評定結果の通知）

第6 公共建築課長は、評定結果を速やかに当該委託の受託者に対して、業務成績評定結果通知書（別記様式第2）により通知するものとする。

（評定の修正）

第7 評定者は、第6の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正するものとする。

2 公共建築課長は、評定者が前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該業務の受託者に通知するものとする。

（評定の閲覧）

第8 公共建築課長は、受託者あての業務成績評定結果通知書の写しを閲覧に供しなければならない。

（説明請求）

第9 第6による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、書面により公共建築課長に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第10 公共建築課長は、第9により説明を求められた場合は、業務成績評定点に対する説明書（別記様式第3）により説明するものとする。

2 公共建築課長は、前項の回答をするときは、工事等成績評定評価委員会で検討するものとする。

3 前項の工事等成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第11 第9の回答を受けた受託者は、回答を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、書面により公共建築課長に再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第12 第11の再説明請求を受けた公共建築課長は、当該受託者に対して書面（別記様式第4）により回答するものとする。

- 2 公共建築課長は、前項の回答をするときは、工事等成績評定審査委員会の審議を経るものとする。
- 3 前項の工事等成績評定審査委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(評定表の提出及び保管)

第13 公共建築課長は、評定表を基に毎年度の集計表を作成し、保管責任者を定めて保管するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日以降完了する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 考 査 基 準

### 1 目的

この基準は、公共建築工事に係る建築設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の標準的な方法について必要な事項を定め、評定の適切な実施、評定結果の発注者間での相互利用を推進し、もって公共建築工事の品質確保に資することを目的とする。

### 2 適用

この基準は、公共工事に係る建築又は建築設備に関する設計業務、設計意図を工事施工者等に正確に伝えるために行う業務、診断業務の評定に適用する。

### 3 評定の方法

評定は、建築設計等委託業務の発注者が、建築設計等委託業務ごとに当該業務の受託者についてその履行過程及び成果に関する評価項目について行った評価から評定点を算出することにより行うものとする。

### 4 考查基準

#### (1) 考查方法

建築設計等委託業務成績評定標準採点表により考查を行う。総括調査員は、一般調査員の評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、各項目について直接関与した場合（程度は問わない）についてのみ考查を行う。

#### (2) 考查内容

採点表（総括、主任調査員又は調査員用）の各評価項目の評価の視点を参考に、業務についての総合考查を行う。

#### (3) 評価項目

評価項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する項目（以下「基礎項目」という。）及び当該業務の履行について受託者が行った創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、その内容は次に掲げるものとする。

##### ①基礎項目

業務実施体制  
管理技術者の能力（業務全体に関する評価）  
主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）  
業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価  
調整及び説明、対応の迅速性  
与条件の理解、業務への反映（設計提案）  
業務目的の達成度

##### ②創意工夫項目

設計提案等の説明（プレゼンテーション力）  
提案力、業務執行技術力  
課題への対応

#### (4) 評定点

評定点は、業務評定点及び管理技術者評定点とし、それぞれ次に掲げるところによる。

##### ①業務評定点

イ 基礎点 基礎項目の採点結果から求められる評定点

ロ 総合点 基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点

②管理技術者評定点 管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点  
評定点は、評価項目ごとに別表に掲げる評価の視点及び配点に基づき行った採点の結果から算出するものとする。

採点は、評価の視点ごとに0点を標準とし、当該評価の視点に係る業務の状況に応じ、標準より優れていた場合は0から配点を最大とする数値を加え、標準より劣っていた場合は0から配点を最大とする数値を減じることにより行う。

評定点の算出方法は、次に掲げるところによる。

①基礎点

評価項目のうち、基礎項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。

②総合点

評価項目のうち、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点結果の合計値を35点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。ただし、創意工夫の小さい業務については創意工夫項目を算入しない。

③管理技術者評定点

評価項目のうち、「管理技術者の能力(業務全体に関する評価)」に係る採点結果の合計値を35点満点に換算した値を65点(標準点)に加算して算出する。

(5) 評価点範囲

採点表(総括、主任調査員又は調査員用)の各評価項目について、それぞれの範囲で評価するものとする。

(6) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表-1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	文 書 注 意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を越える
考 査 点	-5点	-10点	-15点

(7) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、別表-2を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

また、受注者に対し評価結果の通知を行った後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表-2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10点	-20点

## 建築設計等委託業務成績評定表

令和 年 月 日

発注者名 \_\_\_\_\_

業務名称			
契約金額	当初:		最終
履行期間	当初: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		最終: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
契約相手方名称・所在地	名称:		
	所在地:		
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
総括調査員所属・氏名	所属:	氏名:	印
主任調査員所属・氏名 (調査員)	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
	所属:	氏名:	印
検査職員所属・氏名	所属:	氏名:	印
<b>業務評定点</b>			
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] ( ) [ ] (再通知を行った日付 年 月 日 )			
<b>業務評定点(総合点)の内訳</b>			
① 業務評定点(総合点:減点無し)		( )	[ ]
② 基礎点		( )	[ ]
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点		( )	[ ]
④ 業務完了後に生じた事由による減点		[ ]	[ ]
<b>管理技術者評定点</b>			
管理技術者評定点		( )	[ ]
<b>業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳</b>			
総合	( )	[ ]	電気 ( ) [ ]
構造	( )	[ ]	電気積算 ( ) [ ]
建築積算	( )	[ ]	機械 ( ) [ ]
			機械積算 ( ) [ ]

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記して押印すること。その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。

※[ ]内は修正後

別記様式第2

令和 公建第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名（契約の相手方） 様

岐阜県都市建築部公共建築課長

業務成績評定結果通知書

貴社が受託した下記1から3までの業務について、公共建築課建築設計等委託業務成績評定要領に基づく評定点を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知の日から14日以内に書面により説明を求められます。

求めに対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記5のとおりです。

記

- 1 業務名 ○○○業務
- 2 履行期間 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
- 3 完了検査年月日 令和○○年○○月○○日
- 4 評定点 ○○点
- 5 送付及び問合せ先 〒500-8570  
岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県都市建築部公共建築課○○係  
TEL 058-272-1111（代）（内線0000）

受注者の受領日	令和 年 月 日
受領者の職氏名・印 (署名のみでも可)	

別記様式第3

令和 公建第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名（契約の相手方） 様

岐阜県都市建築部公共建築課長

業務成績評定点に対する説明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで説明の求めがあった評定内容の説明については、下記のとおりです。

記

- 1 業務名 〇〇〇業務  
2 履行期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

評価項目		説明
業務の実施能力	業務実施体制	
	管理技術者の能力	
	主任担当技術者の能力	
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	
	調整及び説明、対応の迅速性	
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	
業務目的の達成度	業務目的の達成度	
	課題への対応	
事故等、瑕疵修補又は損害補償		

別記様式第4

令和 公建第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名（契約の相手方） 様

岐阜県都市建築部公共建築課長

業務成績評定に係る再説明書

年 月 日付けで再説明を求められた委託業務成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 業務名 ○○○業務
- 2 履行期間 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
- 3 疑問に対する回答